

## 盛岡市製造業及び情報サービス業市場開拓等事業補助金

市内の中小企業者が市場の開拓または販路の拡大を目的として展示会や見本市に出品・出展する際の事業に要する経費の一部を補助することにより、市内の製造業等の振興と発展を図る。

補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の開拓または販路の拡大を目的とした国外の展示会などであること。</li> <li>・国外で開催される展示会等へ自ら製造する製品を出品する事業または自ら提供するサービス（団体の場合は、事業者団体の製造業等事業者が自ら製造する製品又は自ら提供するサービス）を出展する事業</li> </ul> <p>※申請者自らが開催するものを除く。          ※販売を主たる目的とするものを除く。</p>
補助対象者	<p>(1) 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号または第 2 号に該当する中小企業者で以下の条件を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本標準産業分類に定める大分類「E-製造業」または「G-情報通信業」のうち中分類「情報サービス業」を主たる事業として営んでいる中小企業者</li> <li>・市内に主たる事業所を置く事業者</li> <li>・市税の滞納のない事業者</li> </ul> <p>(2) 市の区域内に事務局を有し、市の区域内に主たる事業所を有する製造業等事業者を主たる構成員とする団体</p>
補助対象経費 ※消費税を除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展小間料      ・小間装飾費      ・備品借上料      ・運搬料</li> <li>・印刷製本費（パンフレット）      ・通訳料</li> </ul> <p>○オンライン展示会等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に加え、コンテンツページ及びプロモーションビデオの制作費。</li> </ul>
補助率等	<p>補助対象経費の 1 / 2 以内の額（千円未満切捨て）</p> <p>上限額：25 万円／件</p> <p>ただし、補助対象経費を対象として、国・県・他の地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、その分を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 年度内 1 企業・団体につき 1 回（前年度又は当該年度に当該補助金の交付を受けていないこと）</li> </ul>
事業の流れ	<p>★申請</p> <p>補助金交付申請書／事業計画書／収支予算書</p> <p>展示会等の概要が分かる資料、収支予算の根拠となる見積書の写し等</p> <p>★完了報告と請求（提出期限：展示会等終了後 30 日以内）</p> <p>完了報告書／事業報告書／収支精算書／請求書</p> <p>費用の支出が分かる書類の写し（領収書等）</p> <p>会場の状況が分かる写真や記事</p>
その他	<p>令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの期間で開催される展示会等で令和 9 年 2 月 28 日までに支払事務を完了する事業を対象とする。</p>
問合せ先	<p style="text-align: center;">盛岡市役所商工労働部ものづくり推進課工業振興係（若園町分庁舎 1 階）</p> <p style="text-align: center;">電話：626-7538（ダイヤル）</p>